

5. 福祉用具の支援

(1) 補装具費の支給制度（自立支援給付）

身体障害者（児）の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために、次の補装具の購入、借受け又は修理にかかる費用を支給しています。

原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、所得に応じた月額負担上限があります。（世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外です。）

※ 支給にあたっては、事前の相談と申請が必要です。

【補装具の種類】

対 象	品 名
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、 歩行補助つえ、座位保持いす、頭部保持具、排便補助具、 起立保持具、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置

【自己負担額（原則1割）】

世帯階層区分	月額負担上限額
市町村民税課税世帯の方	37,200 円
市町村民税非課税世帯の方	0 円
生活保護世帯の方	0 円

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

見玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

◆医療保険や介護保険制度などにより補装具の給付等を受けられる場合は、それらの制度の利用が優先となります。

介護保険サービスを利用できる方は、居宅介護支援事業者のケアマネジャー、地域包括支援センター又は介護保険課へお問い合わせください。

【問い合わせ】

本 庁：介護保険課 電話 25-1719 FAX 23-1963

(2) 日常生活用具の給付・貸与（地域生活支援事業）

在宅の障害者（児）に対し、日常生活を容易にするため、障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行っています。

原則1割の自己負担となりますが、負担が重くならないよう、所得に応じた月額負担上限があります（上限額については、補装具費の支給制度と同様）。また、世帯に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

※ 支給にあたっては、事前の相談と申請が必要です。

※ 用具の種類は、このガイドの後ろに綴じてある「別表3 日常生活用具一覧表」（105頁をご覧ください）。

※ 介護保険制度により給付や貸与等を受けられる場合は、介護保険制度の利用が優先となります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童に対して、日常生活を容易にするため、障害者用の日常生活用具の給付を行っています。

対象児の保護者の所得等に応じて、一部自己負担があります。

※ 事前の相談と申請が必要です。

※ 用具の種類は、このガイドの後ろに綴じてある「別表4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具一覧表」（113頁）をご覧ください。

※ 他の制度が利用できる場合は、そちらの利用が優先となります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630



(4) 難聴児補聴器購入費の補助

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の18歳未満の難聴児に対して、補聴器の購入費用の一部を補助し、難聴児の健全な発達を支援します。

※ 事前の相談と申請が必要です。

※ 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した者に限ります。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

(5) 車いすの貸出

一時的に車いすを必要とされる方に、車いすを貸出します。

【窓 口】

本庄市社会福祉協議会 電話 24-2755 FAX 21-5516

《所在地》〒367-0052 本庄市銀座1-1-1

市民活動交流センター（はにぼんプラザ）内

本庄市社会福祉協議会児玉支所 電話 73-1237 FAX 72-7555

《所在地》〒367-0217 本庄市児玉町八幡山368

アスピアこだま内

